

(別表1)

### 事業継続力強化支援計画

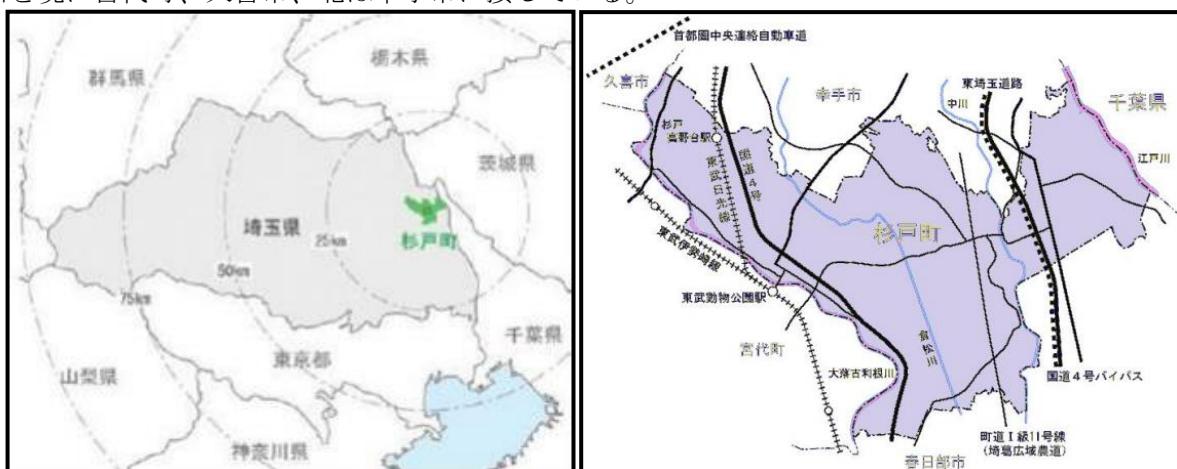
#### 事業継続力強化支援事業の目標

## I 現 状

杉戸町商工会を取り巻く地域の災害発生状況および想定される災害発生の情報は、杉戸町が策定した杉戸町地域防災計画（平成27（2015）年）3月一部改定）や杉戸町ハザードマップを基に現状分析を行う。

#### 【杉戸町の概要】

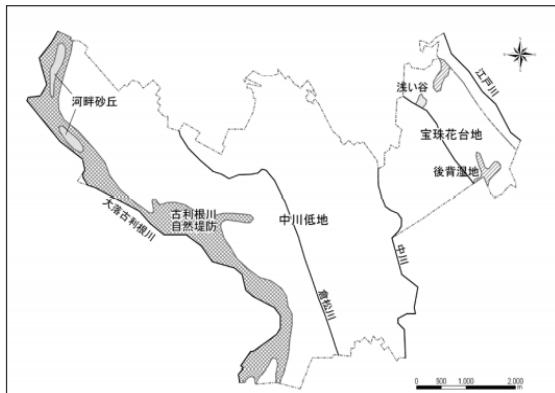
杉戸町は、埼玉県の最東端に位置し、東は江戸川を隔てて、千葉県、南は春日部市、西は古利根川を境に宮代町、久喜市、北は幸手市に接している。



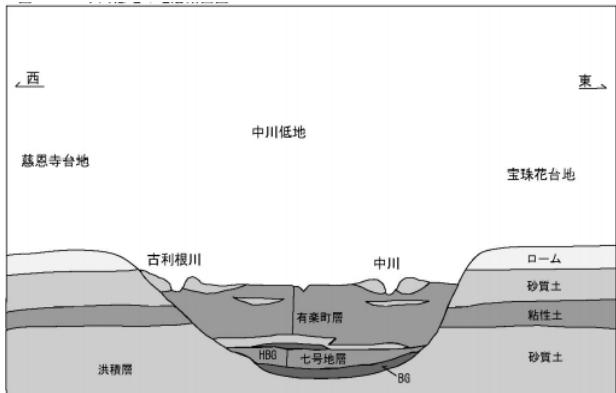
東西約10km、南北約7km、総面積30.03km<sup>2</sup>、標高約5~12mで、町の東部にある宝珠花台地を除くほとんどが標高10m以下の中川低地となっており、中川・倉松川等、多くの河川・水路が流れている。

杉戸町の東部にある宝珠花台地は、比較的締まった更新世以前の地層（洪積層）の上にローム層が堆積しており、地震災害に対し比較的強い。杉戸町の多くの部分を占めている中川低地は河川の沖積作用や浅海の堆積作用によって形成されており、砂質～泥質の軟弱地盤となっている。特に地下水位が高く砂の堆積したところで液状化の可能性がある。

※杉戸町の地形区分図



※中川低地の地層断面図



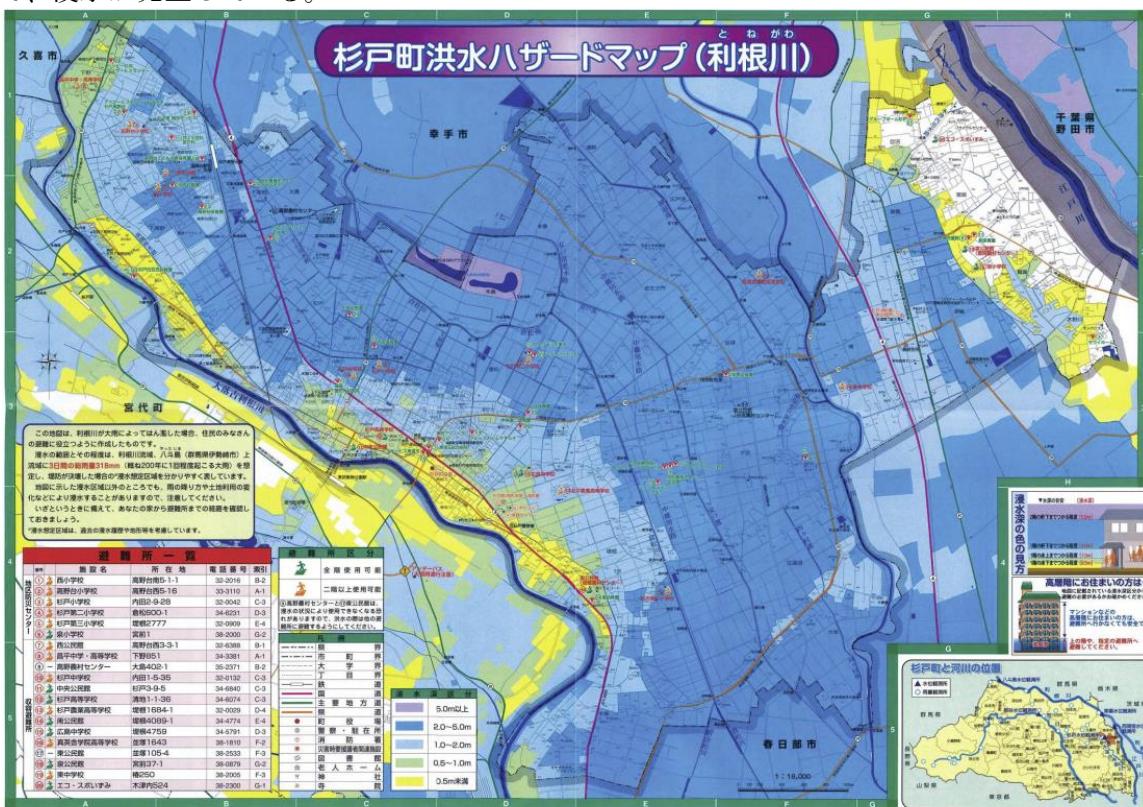
《参考文献：杉戸町地域防災計画より》

## (1) 地域の自然災害リスク及び新型コロナウイルス感染症リスク

### 【水害】

杉戸町の洪水ハザードマップによると、浸水想定河川として「利根川の氾濫」による影響が最も大きいと想定される。「利根川の氾濫」発生の被害状況は、杉戸町商工会が立地する地域に於いては、浸水深区分が1.0m～2.0mの想定となっている。商店が多く立地する東武動物公園駅 東口駅前通りや旧日光街道沿い等の中心市街地に於いては、浸水深区分が0.5m未満や1.0m～2.0mの想定となっているが、比較的新しい商店が立ち並ぶ町の北東部 杉戸高野台駅 西口通りや製造業が多く立地する町の南部 本郷工業地域、流通系企業が多く立地する町の東部 深輪産業団地に於いては、2.0m～5.0mの想定となっている。

また、杉戸町の大部分は、江戸川・古利根川に挟まれている為、標高が低く、内水の溜まりやすい中川低地に属しており、風水害が過去多く発生している。近年浸水のあった地域を含む洪水（内水）ハザードマップを見ると、最近では、深輪周辺・倉松川と中川に挟まれた地域、本島周辺に於いて、浸水が発生している。



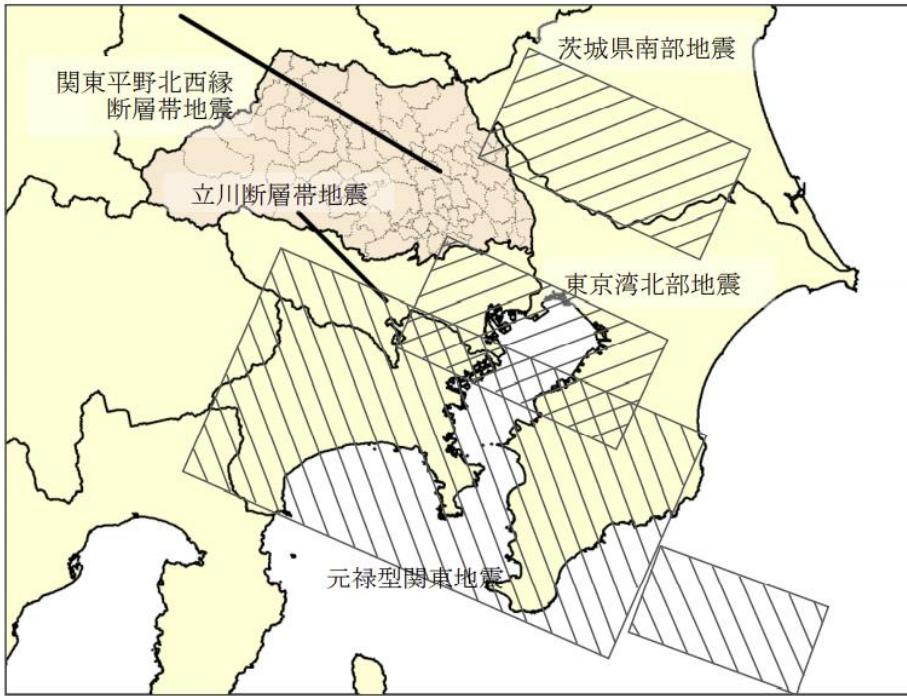
参考文献：杉戸町洪水ハザードマップより》

### 【地震】

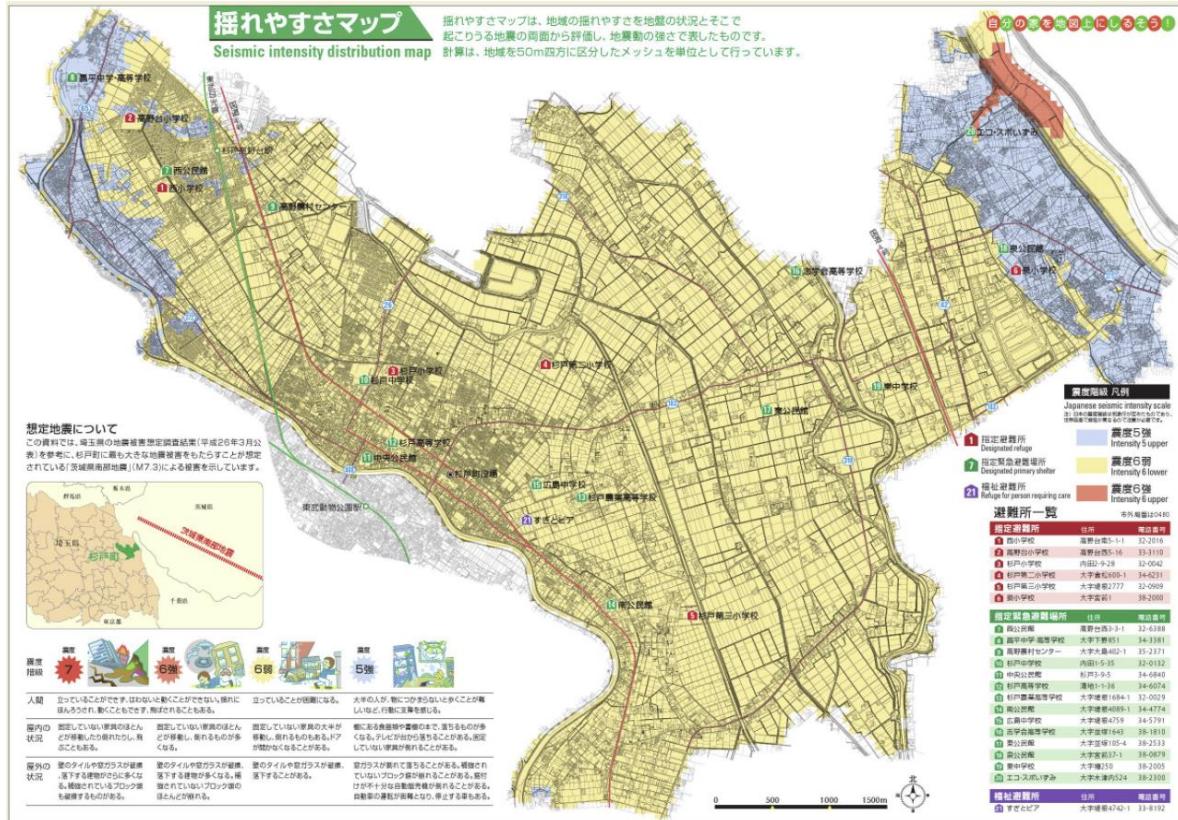
埼玉県では、平成25（2013）年度に「埼玉県地震被害想定調査」の結果を公表している。この報告書では、首都圏直下型地震に係る最新の科学的知見や埼玉県における過去の被害地震を踏まえ、「東京湾北部地震」・「茨城県南部地震」・「元禄型関東地震」・「立川断層帶地震」・「関東平野北西縁断層帶地震」の5つを「想定地震」として設定している。この内、杉戸町地域防災計画によると、杉戸町に最も大きな影響を与える地震は「茨城県南部地震」であると想定している。

「茨城県南部地震」発生の被害状況は、杉戸町では、震度6弱が予想されており、建物被害は、184棟の建物が全壊し、705棟の建物が半壊するとされている。地震による火災は、8棟が消失、ライフラインでは、停電や上水道の断水、都市ガスの一部供給停止等、町民生活への影響が予想される。人的被害については、死者4名及び負傷者数が80名に達すると予想されている。

### ※想定地震の断層位置図



〔参考文献：平成 24（2012）・25（2013）年度 埼玉県地震被害想定調査より〕



《参考文献：杉戸町地震ハザードマップより》

杉戸町の地震ハザードマップ（建物被害危険度マップ）を見ると、杉戸町商工会が立地する地域や流通系企業が多く立地する町の東部 深輪産業団地に於いては、建物被害率（地域内の建物の中で全壊する建物の割合）は2～3%未満となっており、商店が多く立地する東武動物公園駅 東口駅前通りや旧日光街道沿い等の中心市街地、比較的新しい商店が立ち並ぶ町の北東部 杉戸高野台駅西口通り、製造業が多く立地する町の南部 本郷工業地域に於いては、2%以下と想定されている。

また、杉戸町の地震ハザードマップ（液状化危険度マップ）を見ると杉戸町商工会が立地する地域をはじめ、杉戸町内の大部分が中川低地に属しており、液状化の危険性が高いと想定されている。

#### 【新型インフルエンザ等感染症】

##### ①人員に関する影響

自然災害では人的被害のほか、建物や設備の損害、ライフラインの停止等、被害は物的資源も対象となる。また発生した地域の局所的な被害である為、被災していない他拠点や取引先企業からの応援が可能となる。一方、新型インフルエンザ等感染症の場合、従業員やその家族の感染による出社率の低下といった人的被害が中心となる。事業継続に必要となる要員数が不足となり、対応可能な業務量が徐々に減少することになる。被害の期間については、自然災害は瞬間的であるが、新型インフルエンザ等感染症の影響は長期に亘り、影響の予測は極めて困難となる。

##### ②代替施設、サプライヤーへの影響

自然災害の様に被害は局所的ではなく、全ての地域（日本全国）に亘り広範囲に広がる為、代替施設や仕入れ先等 サプライヤーの確保は極めて困難となる。

##### ③資金繰りに関する影響

新型インフルエンザ等感染症に於いて、確保すべき資金は、早期復旧が求められる自然災害発生時に必要とされる「一時金」ではなく、「数か月に亘る事業縮小や停止に耐えられる固定費（従業員給与、家賃）」が中心となる。新型インフルエンザ等感染症の影響は長期に亘る為、多額の固定費が掛かる可能性があり、経営を揺るがしかねない損失が生じる。

##### ④風評被害

職場に於いて、陽性者又は疑いのある者が発生した場合、この事実を公表すると共に自宅待機にしなければならない。事業所内の消毒を行い、一定の期間閉鎖をする。これらを怠ると世間から非難を浴び、風評被害によって事業の継続に大きな影響を与える。

## （2）商工業者の状況

- ・商工業者数 1,325 人（平成 28（2016）年度事業所・企業統計調査）
- ・小規模事業者数 1,016 人（平成 28（2016）年度事業所・企業統計調査）

#### 【商工業者数の内訳】

| 建設業 | 製造業 | 卸売業 | 小売業 | 飲食店・宿泊業 | サービス業 | その他 | 合計    |
|-----|-----|-----|-----|---------|-------|-----|-------|
| 181 | 170 | 91  | 273 | 122     | 396   | 92  | 1,325 |

#### 【事業所の立地状況等】

- ・建設業：町内に広く分散している。
- ・製造業：町の南部に金属加工業者を中心に多く立地している。
- ・卸売業：駅周辺の中心市街地に多く立地している。
- ・小売業：駅周辺の中心市街地に多く立地している。
- ・飲食業：駅周辺の中心市街地や国道4号沿いに多く立地している。
- ・サービス業：町の東部に流通系企業が多く立地している。
- ・その他：町内に広く分散している。

### (3) これまでの取り組み

#### 1) 杉戸町の取り組み

##### ①防災計画

杉戸町では、第5次総合振興計画内で「安全・安心で、やすらぎのあるまち」として、防災体制の充実を掲げている。

##### ②防災訓練の実施

災害時の初期消火、避難、応急復旧、救助等の対応について、自治会や消防団等を中心に地域の特性に応じた実践的な防災訓練の実施を促進するとしている。

##### ③防災備品の備蓄

町民生活上必要な物資を確保するため、備蓄物資管理施設の管理者に対し情報伝達を行うと共に、協定を締結している店舗等に対しても物資調達の準備を要請できる体制整備を推進している。

#### 2) 杉戸町商工会の取り組み

##### ①小規模事業者に対する災害リスクやBCP計画策定の普及啓発

##### ②ビジネス総合保険（全国連）の周知及び加入促進

##### ③総合火災共済（埼玉県火災共済協同組合）と連携した災害共済への加入促進

##### ④事業継続力強化支援計画策定のための行政担当課との連携

## II 課題

現状では、杉戸町と杉戸町商工会の緊急時の取り組みについて漠然的記載に止まり、具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、損害保険・災害共済に対する助言を与える経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

杉戸町商工会の事業継続の体制が整備されていない為、自然災害に加え、新たな脅威である新型インフルエンザ等感染症にも対応した事業継続計画BCPの策定が必要となっている。

## III 目標

①地区内小規模事業者に対し自然災害や新型インフルエンザ等感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

②自然災害発生時（新型インフルエンザ等感染症に於いては、感染拡大時）における連絡を円滑に行うため、杉戸町と杉戸町商工会との間における被害状況報告ルートを構築する。

③自然災害発生後（新型インフルエンザ等感染症に於いては、感染拡大時）、速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

### ※その他

- ・上記目標の内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

|  |
|--|
| <b>事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間</b>  |
| <p><b>(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 3（2021）年）3月1日<br/>～ 令和 7（2025）年3月31日）</b></p>  |
| <p><b>(2) 事業継続力強化支援事業の内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・杉戸町と杉戸町商工会の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。</li> </ul>   |
| <p><b>&lt;1. 事前の対策&gt;</b></p> <p><b>1) 小規模事業者に対する自然災害リスク及び新型インフルエンザ等感染症リスクの周知</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①経営巡回指導時に、杉戸町ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害や新型インフルエンザ等感染症のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・火災共済加入等）について説明を行う。</li> <li>②杉戸町広報紙や商工会報紙、杉戸町及び杉戸町商工会ホームページ、定期的な配布物等に於いて、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。</li> <li>③小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。</li> <li>④事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政等の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。</li> <li>⑤新型インフルエンザ等感染症は、何時でも何處でも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化する為、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされる事無く、冷静に対応する事を周知する。</li> <li>⑥新型インフルエンザ等感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うと共に、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。</li> <li>⑦事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備する為の情報や支援策等を提供する。</li> </ul> <p><b>2) 商工会自身の事業継続計画の策定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3（2021）年3月までに事業継続計画を策定する。</li> </ul> <p><b>3) 関係団体等との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。</li> <li>②地域内事業所と一定の契約数実績のある「埼玉県火災共済協同組合」と連携し、災害保険の啓蒙・普及推進を図り、小規模事業者のBCP計画策定を推進する。</li> <li>③新型インフルエンザ等感染症に関しては、収束時期が予測しづらい事もあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償等）の紹介等も実施する。</li> <li>④関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を行う。</li> </ul> <p><b>4) フォローアップ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。</li> <li>②（仮称）杉戸町事業継続力強化支援協議会（構成員：杉戸町、杉戸町商工会）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。</li> </ul> |

## 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ①自然災害（マグニチュード 8 の地震）や新型インフルエンザ等感染症の感染拡大が発生したと仮定し、杉戸町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。
- ②新型インフルエンザ等感染症の影響による職員減少や事業所閉鎖等に備えた訓練を実施する。

## < 2. 発災後の対策 >

- ①自然災害の発生時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。
- ②新型インフルエンザ等感染症の感染拡大時には、職場にウイルスを持ち込ませない活動を優先しなければならない。そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認等

- ①発災後 2 時間以内に職員の安否報告を行う。SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況）等を杉戸町と杉戸町商工会で共有する。
- ②国内で新型インフルエンザ等感染症の感染者が発生した場合
  - i ) 職員の体調確認を行うと共に、体調のすぐれない職員は出社を控えさせる。（新型インフルエンザ等感染症に係る特別有給休暇制度の運用を検討）
  - ii ) 感染拡大防止を図るためのマスクの着用やアルコール消毒等の徹底、職員と来客者間の飛沫防止パネルの設置等、執務環境の整備を行う。
- ③新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合は、杉戸町に於ける感染症対策本部設置に基づき杉戸町商工会による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

- ①杉戸町と杉戸町商工会の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。  
(豪雨における例)  
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に勤務する等。
- ②職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。  
下記のように職員の居住地により災害発生時に於いても、2~3 名は出勤できるものと想定する。

#### 【職員の居住地一覧】

|              | 杉戸町  | 宮代町    | 久喜市  | 春日部市  | 加須市   | 県外    |
|--------------|------|--------|------|-------|-------|-------|
| 8 名          | 2 名  | 2 名    | 1 名  | 1 名   | 1 名   | 1 名   |
| 通勤距離<br>(概算) | 1 km | 4 km   | 6 km | 12 km | 20 km | 15 km |
| 通勤手段         | 自転車  | 車      | 車    | 車     | 車     | 車     |
| 所要時間         | 5 分  | 5~15 分 | 15 分 | 20 分  | 40 分  | 30 分  |

- ③おおまかな被害状況を確認し、2 日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は次ページを想定）

|           |  |
|-----------|--|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内の 1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれている地域で連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul> |
| 被害がある     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内の 0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>  |
| ほぼ被害が少ない  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>   |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

④本計画により、杉戸町と杉戸町商工会は以下の間隔で被害情報を共有する。

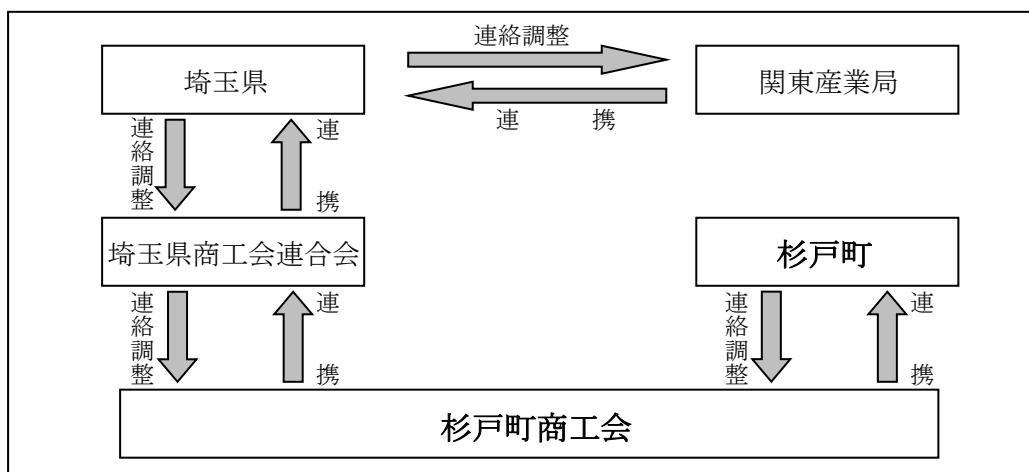
|         |            |
|---------|------------|
| 発生後～1週間 | 1日に2回共有する  |
| 1週間～2週間 | 1日に1回共有する  |
| 2週間～1ヶ月 | 2日に1回共有する  |
| 1ヶ月以降   | 1週間に1回共有する |

⑤事態の状況を確認しながら、管内小規模事業者における経営状態や感染防止対策等の状況を確認すると共に、それらに対する課題（改善に向けた要望等）を把握する。

### <3. 発災後における指示命令系統・連絡体制>

- ①自然災害等発生時（新型インフルエンザ等感染症に於いては、感染拡大時）に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。杉戸町商工会では24名の理事および110名からなる地区総代制を敷いている。
- ②二次被害を防止するため、被災地域での活動方法について取り決めを行う。
- ③杉戸町と杉戸町商工会は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ④杉戸町と杉戸町商工会が共有した情報を埼玉県の指定する方法により埼玉県へ報告する。

#### 【連絡体制】



#### <4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ①相談窓口の開設方法について、杉戸町と協議する。(杉戸町商工会が、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ②安全性が確認された場所に於いて、相談窓口を設置する。
- ③地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ④応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ⑤新型インフルエンザ等感染症の場合、事業活動に影響を受ける。または、その恐れがある小規模事業者等を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### <5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ①埼玉県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ②被害規模が大きく、杉戸町・杉戸町商工会の職員だけでは対応が困難な場合、他の地域からの応援派遣の要請等を埼玉県や埼玉県商工会連合会と協議する。
- ③自然災害や新型インフルエンザ等感染症からの復旧を図る為の資金調達等の経営相談について、法定経営指導員等が対応する。
- ④救援物資や復興工事等の要請については、該当する事業所情報を提供し、速やかに地域内の復旧に対応する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

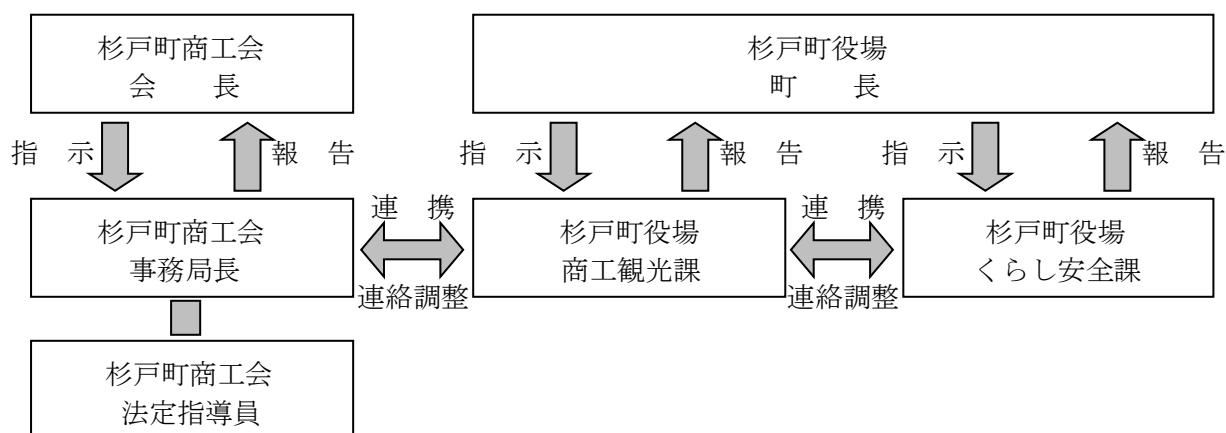
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年12月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 谷ヶ崎 高徳

経営指導員 吉田 大輔

経営指導員 山中 翔太

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

・本計画の具体的な取り組みの企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会

杉戸町商工会

〒345-0036 埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸 1-10-21

TEL 0480-32-3719

FAX 0480-32-3919

E-mail sugito@syokoukai.jp

②関係市町村

杉戸町役場 商工観光課

〒345-8502 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地 2-9-29

TEL 0480-33-1111

FAX 0480-33-2958

E-mail shokokanko@town.sugito.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

|         | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 必要な資金の額 | 150               | 150               | 150               | 150               | 150               |
| 専門家派遣費  | 50                | 50                | 50                | 50                | 50                |
| チラシ作成費  | 40                | 40                | 40                | 40                | 40                |
| 通信費     | 40                | 40                | 40                | 40                | 40                |
| 消耗品費    | 20                | 20                | 20                | 20                | 20                |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法                      |
|---------------------------|
| 会費収入、杉戸町補助金、埼玉県補助金、事業収入 等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所<br>並びに法人にあっては、その代表者の氏名  |  |
|---|--|
| I. 埼玉県商工会連合会 会長 三村 喜宏   | 〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 大宮ソニックスビル 7 階   |
| II. 埼玉県火災共済協同組合 理事長 岩崎 宏  | 〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 大宮ソニックスビル 7 階   |
| 連携して実施する事業の内容   |  |
| I. 埼玉県商工会連合会  | ①小規模事業者に対する自然災害や新型インフルエンザ等感染症等のリスクの周知を行う。<br>②商工会自身の事業継続計画の作成<br>③小規模事業者に対し、BCP策定による実効性のある取り組みの推進等の支援及び助言を行う。<br>④BCP策定に向けての普及啓発セミナーを開催する。 |
| II. 埼玉県火災共済協同組合   | ①小規模事業者に対する自然災害リスクの周知を行う。<br>②自然災害のリスク及びその影響を軽減させるための取り組みや対策（事業休業や災害補償、保険、共済加入等）の周知・説明を行う。   |
| 連携して事業を実施する者の役割   |  |
| I. 埼玉県商工会連合会  | ①パンフレット等の広報物提供<br>②専門家派遣<br>③費用の助成   |
| II. 埼玉県火災共済協同組合   | ①パンフレット等の広報物提供   |
| 連携体制図等  |  |
| <p>小規模事業者</p> <p>↑ 事前対策・発生後の対策<br/>応急対応支援・復興支援</p> <p>杉戸町・杉戸町商工会</p> <p>連携</p> <p>埼玉県商工会連合会</p> <p>①小規模事業者に対する災害等リスクの周知<br/>②商工会の事業継続計画の作成<br/>③BCP普及啓蒙セミナーの開催</p> <p>埼玉県火災共済協同組合</p> <p>①小規模事業者に対する災害等リスクの周知</p> |  |